

生活保護受給者等無料職業紹介事業実施要綱

(趣旨)

第1条 生活保護受給者等の経済的自立及び社会的自立を援助するために実施する、職業安定法(昭和22年法律第141号)第29条第1項の規定による無料職業紹介事業については、この要綱の定めるところによる。

(事業所)

第2条 無料職業紹介事業は、民生局福祉こども部生活福祉課及び生活支援課を事業所として行うものとする。

(対象)

第3条 無料職業紹介事業の対象として求職をすることができる者は、次のいずれかに該当する者のうち、民生局福祉こども部生活福祉課及び生活支援課において就労についての相談等を受けているものとする。

- (1) 生活保護を受給している者
- (2) 住居確保給付金を受給している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、生活に困窮している者

2 無料職業紹介事業の対象として求人をすることができる者は、神奈川県、東京都、千葉県又は埼玉県内において事業活動を行う者とする。

(求職申込み)

第4条 求職の申込みをしようとする者は、住所、氏名、連絡先、経歴、希望職種、希望勤務地、取得資格その他求職に必要な事項を記載した求職申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容が法令等に違反するときは除き、当該求職について求職管理簿に登載するものとする。

(求人申込み)

第5条 求人の申込みをしようとする者は、事業者の名称、事業内容等並びに業務内容及び勤務地、賃金、労働時間その他の労働条件(以下「労働条件」という。)を記載した求人申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容が次のいずれかに該当するときは除き、当該求人について求人管理簿に登載するものとする。

- (1) 労働条件が法令等に違反するとき。
- (2) 業務内容に対する労働条件が通常に比べて著しく不適當であると認められるとき。

(3) 労働条件が明らかにされていないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(職業紹介)

第6条 市長は、求職管理簿に登載した者(以下「求職者」という。)の希望する条件に概ね合致する求人について求職者に紹介し、求人管理簿に登載した者(以下「求人者」という。)の希望する条件に概ね合致する求職者について求人者に紹介するものとする。この場合において、市長は、求職者に対し、当該求人の業務内容及び労働条件を明らかにするものとする。

2 前項の規定により求職者に職業紹介をした場合において、求職者が当該求人について就職を希望するときは、市長は、求人者への紹介状を作成し、求職者に交付するものとする。

(支援)

第7条 市長は、必要に応じて、就労支援員等の面談、同行等の支援その他の求職者の経済的自立及び社会的自立のために必要な支援を行うものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、無料職業紹介事業の実施について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。